

はじめに

大阪市の現状とごみ減量の推進

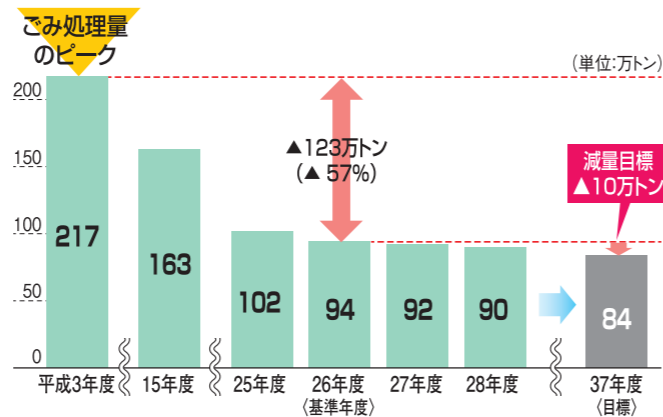
大阪市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、3R(ごみの発生抑制・再使用・再生利用)の取り組み、特に上流対策である2R(ごみの発生抑制・再使用)の取り組みを積極的に推進してきました。

その結果、平成26年度のごみ処理量(焼却量)は94万トンとなり、ピーク時であった平成3年度のごみ処理量217万トンの半分以下となりました。

ごみ減量の進捗に伴い、10工場稼働体制であった焼却工場は、平成26年3月には7工場稼働体制まで縮小することができました。平成27年4月からは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が焼却処理事業を行っていますが、住之江工場を更新のため休止し、平成28年度からは6工場稼働体制によりごみの焼却を行っています。

大阪市では、平成28年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、安定的に6工場稼働体制を維持すること

■ ごみ処理量の推移と減量目標



をめざして、「平成37年度のごみ処理量:84万トン」とする新たなごみ減量目標を設定しました。

事業者の皆さんにおかれましては、このハンドブックをご一読いただき、本市とともにごみ減量を推進し、新たなごみ減量目標の達成にご協力いただきますようお願いいたします。

ごみの最終処分(埋立地には限りがあります)

市内から排出された一般廃棄物は、破碎・焼却した後、焼却灰として最終処分地で埋立を行っています。大阪市では、現在此花区沖の「北港処分地(夢洲内)」を最終処分地として使用しています。(一部の焼却灰は「大阪湾フェニックス計画」における最終処分地に搬入しています。)しかし、大阪市では、「北港処分地」の埋立完了後、次の処分地を独自で確保することは困難なため、現在ある処分地をできるだけ長く、有効に活用していかなければなりません。

これまでの事業系ごみ適正区分・適正処理の取り組み

平成20年度

- 普及啓発用パンフレット「事業系ごみの分け方・出し方」作成・配付
- 排出事業者への立入啓発指導

平成21年4月から* 焼却工場では産業廃棄物の受入れを禁止

ごみの排出段階で、産業廃棄物や搬入禁止物が一般廃棄物に混入することのないよう、適正に分別をしてください。ごみの排出に際して、特に普段出されているごみ以外のものを出される場合は、収集業者(許可業者)とよくご相談ください。ごみを適正に処理するために、受入基準を守っていただく必要があります。受入基準が遵守されない場合は、搬入できません。

平成24年度

- 普及啓発用パンフレット「資源化可能な紙類のリサイクルについて」作成・配付 (資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止周知用)
- 普及啓発用パンフレット「事業系ごみの分け方・出し方(改訂版)」作成・配付

平成25年10月から* 焼却工場では資源化可能な紙類の受入れを禁止

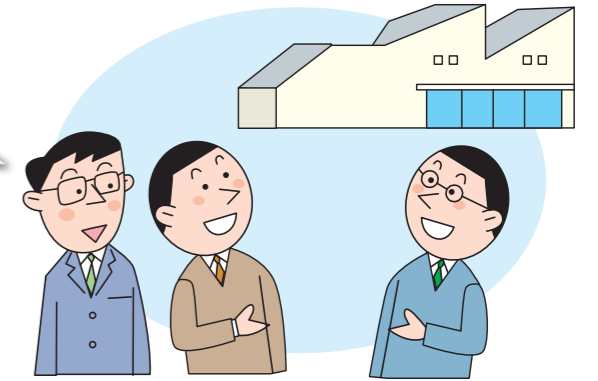
分別の徹底を行い、民間の資源化ルートでの処理をお願いします。

*大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の処理施設をいいます。(平成27年4月1日から事業開始)

排出事業者指導の内容

市内排出事業者には「事業系廃棄物適正処理啓発指導員」が以下の啓発指導を行っています。

- ① 産業廃棄物や資源化可能な紙類などの排出事実の確認
- ② ごみの排出状況の確認
 - ◆ 分別状況の確認
 - ◆ ごみ保管場所の確認・表示指導
- ③ 現在の処理方法の確認
- ④ 排出事業者責任の指導
- ⑤ ごみの減量指導
- ⑥ ごみの適正処理指導
- ⑦ 産業廃棄物処理委託契約書の確認、締結指導
- ⑧ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の確認、適正使用の指導

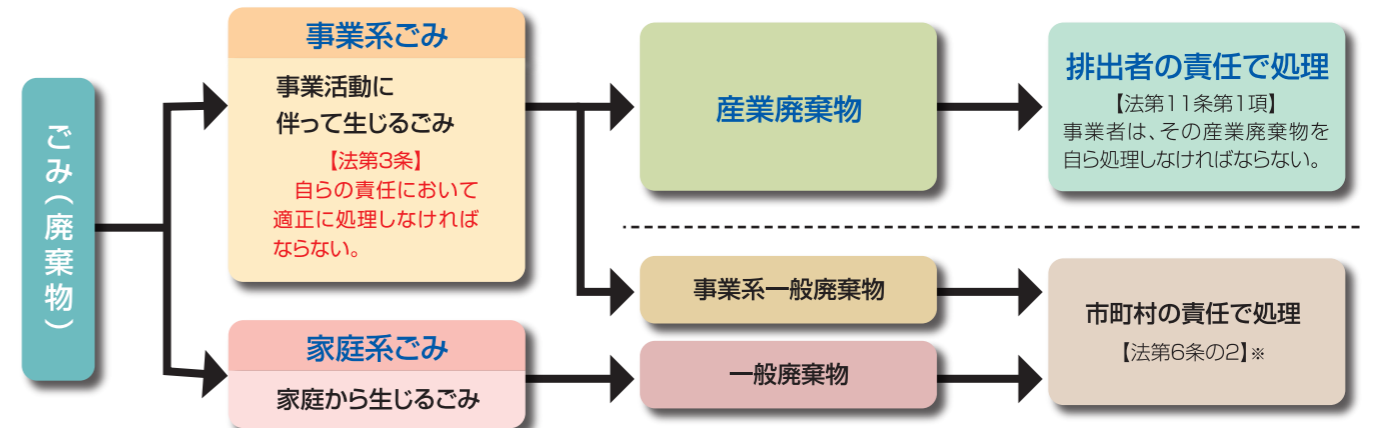


廃棄物とは

廃棄物とは何ですか?

廃棄物処理法(以下法という)第2条第1項 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性廃棄物を除く)をいいます。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。『行政処分の指針』(H25.3環境省通知)



* 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

事業系ごみとは何ですか?

ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動に伴って生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

産業廃棄物とは何ですか?

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいいます。(P7参照)

一般廃棄物とは何ですか?

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。